

令和 8 年度

国営土地改良事業地区調査

中川上流地区事業計画書（案）補足検討業務

特 別 仕 様 書
（ 当 初 ）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書(案) 補足検討業務(以下「本業務」という。)の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営土地改良事業地区調査「中川上流地区」の一環として、過年度まで整理した事業計画書(案)の修正・更新など、事業計画書(案)の補足検討を行うものである。
(場 所) 第1-3条	本業務において対象となる位置は、埼玉県加須市、羽生市、久喜市、幸手市で、別添図面に示すとおりである。
(低入札価格における第三者照査) 第1-4条	1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者自らが行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 関東農政局において、令和7・8年度(当該業種区分)の一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ア 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある イ 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ・照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 ・照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

項 目	内 容														
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第 1-5 条	6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。 7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。 8 契約不適合責任 引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加書類について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。 (1) 審査項目a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等														
(一般事項) 第 1-6 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。														
(管理技術者) 第 1-7 条	管理技術者は、共通仕様書第 1-6 条第 3 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する 学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画	博士	当該業務に関連する 学術部門	－	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、 農村地域計画、農村地域・ 資源計画													
博士	当該業務に関連する 学術部門	－													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－													

項 目	内 容														
(照査技術者) 第 1-8 条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は以下のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティング マネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> (2) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目は、別途指示する。 (3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画													
	農業	農業土木、農業農村工学、農村地域計画、農村地域・資源計画													
博士	当該業務に関連する学術部門	－													
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	－													
(担当技術者) 第 1-9 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。														
(配置技術者の確認) 第 1-10 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、以下によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。														
(保険加入) 第 1-11 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。														

項 目	内 容															
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	設計の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table><tr><th>図 書 の 名 称</th><th>発行所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 「排水」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成31年 4 月</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「ポンプ場」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成30年5月</td></tr><tr><td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「水路工」</td><td>(公社)農業農村工学会</td><td>平成26年3月</td></tr><tr><td>【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>(株) 大成出版社</td><td>平成27年 9 月</td></tr></table>	図 書 の 名 称	発行所	制定 (改訂) 年月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 「排水」	(公社)農業農村工学会	平成31年 4 月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	平成30年5月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月	【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成27年 9 月
図 書 の 名 称	発行所	制定 (改訂) 年月														
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 計画 「排水」	(公社)農業農村工学会	平成31年 4 月														
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「ポンプ場」	(公社)農業農村工学会	平成30年5月														
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計 「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月														
【改訂版】 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株) 大成出版社	平成27年 9 月														
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法を計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。															
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定 (改訂) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画作成便覧</td><td>(株) 地球社</td><td>平成 15 年 8 月</td></tr><tr><td>2</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月	1	土地改良事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月			
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年月													
1	土地改良事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月													
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月													

項 目	内 容																																							
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、下記のとおりである。																																							
	貸 与 資 料	数量	利根中央 事業誌	一式	平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区施設整備計画検討業務	一式	平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区環境配慮計画検討業務	一式	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区地質調査業務	一式	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区測量（排水機場・調整池）業務	一式	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画（案）その他作成業務	一式	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区環境配慮計画作成業務	一式	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水機場構想設計検討業務	一式	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地所有状況調査その他業務	一式	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区環境配慮計画策定業務	一式	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）概定業務	一式	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地利用計画（案）その他策定業務	一式	令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区調査報告書等とりまとめ業務	一式	令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区大沼落排水路地質調査その他業務	一式	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）策定業務	一式	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）策定その他業務	一式	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画検討業務	一式	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）とりまとめ業務	一式	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業費算定その他業務	一式
	貸 与 資 料	数量																																						
	利根中央 事業誌	一式																																						
	平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区施設整備計画検討業務	一式																																						
	平成 31 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区環境配慮計画検討業務	一式																																						
	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区地質調査業務	一式																																						
	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区測量（排水機場・調整池）業務	一式																																						
	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画（案）その他作成業務	一式																																						
	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区環境配慮計画作成業務	一式																																						
	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水機場構想設計検討業務	一式																																						
	令和 2 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地所有状況調査その他業務	一式																																						
	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区環境配慮計画策定業務	一式																																						
	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）概定業務	一式																																						
	令和 3 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地利用計画（案）その他策定業務	一式																																						
	令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区調査報告書等とりまとめ業務	一式																																						
	令和 4 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区大沼落排水路地質調査その他業務	一式																																						
	令和 5 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）策定業務	一式																																						
	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）策定その他業務	一式																																						
	令和 6 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画検討業務	一式																																						
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）とりまとめ業務	一式																																							
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業費算定その他業務	一式																																							
	また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。																																							
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料等の取扱いは以下のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監																																							

項 目	内 容								
(関連業務) 第 2-6 条	督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。 本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業 務 名</th><th>業務実施期間（予定）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画補足検討業務（仮称）</td><td>R8. 5～R9. 3</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水施設基本設計業務（仮称）</td><td>R8. 5～R9. 3</td></tr> <tr> <td>令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地所有状況調査業務（仮称）</td><td>R8. 5～R9. 3</td></tr> </tbody> </table>	業 務 名	業務実施期間（予定）	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画補足検討業務（仮称）	R8. 5～R9. 3	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水施設基本設計業務（仮称）	R8. 5～R9. 3	令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地所有状況調査業務（仮称）	R8. 5～R9. 3
業 務 名	業務実施期間（予定）								
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水計画補足検討業務（仮称）	R8. 5～R9. 3								
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区排水施設基本設計業務（仮称）	R8. 5～R9. 3								
令和 8 年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区土地所有状況調査業務（仮称）	R8. 5～R9. 3								
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業内容、作業項目及び数量は、別紙【作業項目内訳表】に示すとおりである。								
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 調査方法及び判定については、監督職員によるものとする。 (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ行う。 (5) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。								
(技術提案の履行) 第 3-3 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1-11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあたっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。								
第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ 第 3 回 中間打合せ 第 4 回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 (2) 打合せ場所 Web 会議方式による。								

項 目	内 容
第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条 (成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 第 7 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 7-1 条 (再調査) 第 7-2 条	成果物を共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途 1 部を提出するものとする。 (2) 成果物の出力 (電子媒体の出力、市販ファイル綴じで可) 1 部 なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 成果物の提出先は、以下のとおりとする。 千葉県柏市根戸 471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (2) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (3) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (4) 履行期間の変更が生じた場合。 (5) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (6) 新規地区検討会の審査に伴い、事業費算定資料の修正や更新、想定問の修正及び更新を行う必要が生じた場合。 (7) その他 この特別仕様書 (案) に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 その場合、変更協議の対象としない。

令和8年度 国営土地改良事業地区調査 中川上流地区事業計画書（案）補足検討業務

〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 準備作業	過年度の調査結果や貸与資料等の内容を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	1式	
2. 事業計画書（案）等の修正及び更新			
2-1. 事業計画書（案）の修正及び更新	新規地区検討会等の審査を踏まえ、過年度作成した事業計画書（案）及び事業計画書（案）補足説明資料の修正及び更新を行う。	1式	事業計画書（案）及び事業計画書（案）補足説明資料に係る項目は、注1のとおり。
2-2. 経済効果算定資料の修正及び更新	新規地区検討会等の審査を踏まえ、経済効果算定資料の修正及び更新を行う。	1式	
3. 事業計画書（案）関連資料の修正及び更新			
3-1. 事前評価資料の修正及び更新	2. の作業結果を踏まえ、過年度に作成した事前評価資料について、修正及び更新を行う。	1式	
4. 土地改良法手続に係る書面の作成			
4-1. 事業計画概要書の作成	2. の作業結果を踏まえ、事業計画概要書の作成を行う。	1式	
4-2. その他必要とされる書面の作成	2. の作業結果を踏まえ、施設に係る予定管理方法等を記載した書面、事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準を記載した書面の作成を行う。 また、必要に応じて過年度作成した一定地域調書の修正を行う。	1式	
5. 照査	各作業項目の照査を行う。	1式	
6. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	1式	

注1) 事業計画書(案)及び事業計画書(案)補足説明資料に係る項目は、以下のとおり。

第1章 目 的

第2章 地域及び地積

第1節 地 域

第2節 地 積

第3章 現 況

第1節 気象

第2節 土地状況

第3節 水利状況

第4節 道路概況

第5節 地域農業の概況

第6節 地域環境の概況

第4章 一般計画

第1節 事業計画の要旨

第2節 営農計画及び土地利用計画

第3節 用水計画・・・該当なし

第4節 排水計画

第5章 主要工事計画

第1節 用水施設・・・該当なし

第2節 排水施設

第6章 附帯工事計画

第7章 工事の着手及び完了の予定時期

第8章 環境との調和への配慮

第9章 事業費の総額及び内訳

第10章 効 用

第11章 関連する事業

第12章 現況・計画図面